

医療法人 啓仁会

通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、医療法人啓仁会が開設する指定通所リハビリテーション事業所及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所「医療法人啓仁会介護老人保健施設所沢ロイヤルの丘」(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション事業及び指定介護予防通所リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等(以下、「要介護者等」という。)に対し、適正な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 通所リハビリテーション事業及び介護予防通所リハビリテーション事業を行う主たる事業所の名称、所在地、事業単位及び定員は、次のとおりとする。

一 名 称 医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘

二 所 在 地 埼玉県所沢市北野三丁目 1 番地 1 6

三 事業単位 3 単位

四 定 員 5 0 人

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 医師 2 人(常勤兼務 1 人、管理者が兼務、非常勤兼務 1 人)

医師は、通所リハビリテーション従業者及び介護予防通所リハビリテーションの従業者の管理、指導を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。

二 理学療法士・作業療法士 2 人以上

理学療法士・作業療法士、看護職員は、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法その他必要なリハビリテーションを提供する。

三 看護職員 1 人以上

四 介護職員 4 人以上

介護職員は、リハビリテーションに伴って必要な介助及び援助を行う。

五 支援相談員 1人以上

支援相談員は、利用者及び家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連携調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 9時00分から17時00分までとする。

(サービス提供の留意事項)

第 6 条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの留意事項は次のとおりとする。

- 一 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、次条第1項に規定する通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 二 通所リハビリテーション従業者及び介護予防通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、痴呆の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
- 四 個別リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の円滑な在宅生活への移行、在宅での日常生活における自立支援を図るよう努める。

(通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

第 7 条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成するものとする。

- 2 医師等の従業者は、上記の通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し、同意を得、交付するものとする。
- 3 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
- 4 通所リハビリテーション従業者及び介護予防通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を説明し、診療記録に記載する。

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額)

第 8 条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 次条に定める通常の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

ア 事業所から片道概ね5キロ未満	650円
イ 事業所から片道概ね5キロ以上	750円

二 通常的时间を超え通所リハビリテーションを受ける場合

1時間あたり 510円

三 食費

朝食 650円

昼食 920円

夕食 930円

四 教養娯楽費（レクリエーション等費用）

1日 150円

五 おむつ代

パンツ 400円

尿取りパット 200円

ナイト用 300円

六 理美容代

1回 2000円

七 領収証明書

1枚につき（1ヶ月） 550円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の実施地域)

第 9 条 通常の実施地域は、所沢市小手指・山口・荒幡・三ヶ島・林・北野・若狭・和ヶ原・西狭山ヶ丘・東狭山ヶ丘（一部）・上新井（一部）・狭山ヶ丘・糎谷・堀之内とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用に当たって、体調不良等によって通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第 12 条 当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- （その他運営に関する重要事項）
- 第14条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人啓仁会担当理事と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成16年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年 2月 1日から改定施行する。
- この規程は、平成17年10月 1日から改正施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から改正施行する。
- この規程は、平成18年 7月18日から改定施行する。
- この規程は、平成27年 8月 1日から改定施行する。
- この規程は、平成28年 1月 1日から改定施行する。
- この規程は、平成29年 3月 1日から改定施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から改定施行する。
- この規程は、令和 1年10月 1日から改定施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から改定施行する。
- この規程は、令和 6年 6月 1日から改定施行する。